

確認検査等の業務手数料一覧表(確認検査業務手数料規程 令和3年4月1日改定版抜粋)

一般財団法人 大阪建築防災センター 建築確認検査機構
更新: 令和3年4月1日 (非課税、単位:円)

<確認検査手数料>

床面積の合計	確認申請 ※1				計画変更				中間検査		完了検査				
	4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4 号の構造計 算付 ※2	構造適判調 整手数料 ※3,4	ルート2基準審 査加算手数 料 ※4	4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4 号の構造計 算付 ※2	構造適判調 整手数料 ※3,4	ルート2基準審 査加算手数 料 ※4	4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4 号の構造計 算付 ※2	中間検査対象		中間検査対象外		
											4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4号の 構造計算付 ※2	4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4号の 構造計算付 ※2	
30㎡以下					6,000	19,000									
30㎡超 50㎡以下	26,000	36,000	20,000	30,000	12,000	19,000	20,000	30,000	21,000	22,000	21,000	22,000	23,000	24,000	
50㎡超 100㎡以下					24,000										34,000
100㎡超 200㎡以下	33,000	40,000			31,000										38,000
200㎡超 500㎡以下	43,000	69,000			41,000	67,000									
500㎡超 1,000㎡以下	82,000		30,000	40,000	80,000	30,000	30,000	40,000	40,000	45,000	50,000				
1,000㎡超 2,000㎡以下	112,000				110,000				60,000	60,000	65,000				
2,000㎡超 3,000㎡以下	182,000				180,000				50,000	80,000	85,000				
3,000㎡超 5,000㎡以下	242,000				240,000				60,000	120,000	140,000				
5,000㎡超 10,000㎡以下	322,000				320,000				別途見積	130,000	150,000				
10,000㎡超 25,000㎡以下	422,000				420,000					170,000	190,000				
25,000㎡超 50,000㎡以下	522,000				520,000					250,000	280,000				
50,000㎡超										270,000	300,000				
別途見積															

※1 用途変更及び大規模の修繕・模様替は、変更に係る部分の床面積を申請対象面積とする。

<建築設備等>

(非課税、単位:円)

区分	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機①	21,000	9,000	30,000
昇降機② ・ホームEV、小型昇降機(型式適合認定、型式部材等製造者認証) ・小荷物専用昇降機	11,000	5,000	20,000
工作物	高さ5m以下	25,000	8,000
	高さ5m超10m以下	30,000	13,000
	高さ10m超20m以下	50,000	23,000
	高さ20m超	100,000	48,000
浄化槽	—	6,000	13,000

○減額事項

- ・「申プロ」データを提出された確認申請(計画変更を除く)は、2,000円を減額。
- ・防災評定を当財団で実施した確認申請は、手数料規程による。(手数料規程 別表第2参照)
- ・同一開発区域等(昇降機含む)で3件以上の同時検査は、一件につき2,000円を減額。
- ・浄化槽の建築完了同時検査は、8,000円を減額。
- ・4号建築物併願の昇降機で建築完了同時検査は、8,000円を減額。

○増額事項

- ・他機関が確認した計画変更は、確認申請手数料と同額。
- ・複数棟で構造計算を行った場合、棟数から1を減じた数に1棟当たり30,000円を加算。
- ・天空率、避難安全検証法、耐火性能・防火区画検証法、限界耐力計算法等、特定天井の審査は、別途手数料を加算。(手数料規程 別表第8~12参照) なお、特殊な審査を必要とする場合は別途見積。
- ・他機関が確認した中間・完了検査は、確認申請手数料を加算。
- ・建築物省エネ法に係る適合義務対象建築物の完了検査は、別途手数料を加算。(手数料規程 別表第4参照)
- ・豊能郡豊能町・能勢町の検査手数料は、1件につき10,000円を加算。

○その他事項

- ※2 「構造計算付」とは、基準法第20条第1項第四号ロに該当する構造計算書、及び構造設計図書。
- ※3 構造適判調整手数料は、構造計算適合性判定機関との調整に係る経費。
- ※4 構造適判調整手数料及びルート2基準審査加算手数料は、確認申請1件ごとの手数料。
- ※5 手数料規程に定めのない手数料は別途協議。